

相続税・贈与税の税率早見表

相続税の速算表・基礎控除額の早見表 | 登録不要・無料

表の時点:国税庁タックスアンサー「令和8年4月1日現在法令等」 相続税の速算表は No.4155、基礎控除額の式は No.4152 のとおり(2026年10月3日確認)。国税庁は「平成27年1月1日以後の相続等については、平成25年度税制改正により、基礎控除額の引下げ等が行われています」と説明しています。

相続税の速算表(国税庁 No.4155)

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	－
1,000万円超から3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超から5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超から1億円以下	30%	700万円
1億円超から2億円以下	40%	1,700万円
2億円超から3億円以下	45%	2,700万円
3億円超から6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

控除額の「－」は控除なし。速算表は遺産の総額ではなく、課税遺産総額を法定相続分で取得したと仮定した「法定相続人ごとの取得金額」に当てはめます。

基礎控除額の早見表

法定相続人の数	基礎控除額
1人	3,600万円
2人	4,200万円
3人	4,800万円
4人	5,400万円
5人	6,000万円

基礎控除額＝3,000万円＋600万円×法定相続人の数(国税庁 No.4152)。表の額は式に人数を当てはめたもの。
法定相続人の数は、相続の放棄をした人がいても放棄がなかったものとして数えます。養子は、実子がいる場合は1人、実子がいらない場合は2人まで含めます。

相続税の計算の流れ(国税庁の説明)

- 遺産総額などから債務・葬式費用・非課税財産を差し引き、加算の対象となる贈与財産を加えて、正味の遺産額を出す。
- 正味の遺産額(課税価格の合計額)から基礎控除額を差し引いて、課税遺産総額を出す。
- 課税遺産総額を、各法定相続人が法定相続分どおりに取得したと仮定して、法定相続人ごとの取得金額を出す(千円未満切捨て)。
- 法定相続人ごとの取得金額を速算表に当てはめた税額を合計したものが、相続税の総額。
- 相続税の総額を、財産を取得した各人の課税価格に応じて割り振り、配偶者の税額軽減のほか各種の税額控除を差し引いた残りが、各人の納める税額。

法定相続分(国税庁 No.4132)

- 配偶者と子供:配偶者2分の1、子供(全員で)2分の1
 - 配偶者と直系尊属:配偶者3分の2、直系尊属(全員で)3分の1
 - 配偶者と兄弟姉妹:配偶者4分の3、兄弟姉妹(全員で)4分の1
- 同じ順位の人が2人以上いるときは、原則として均等に分けます。

国税庁の計算例(No.4155)

法定相続人が妻と子2人、課税遺産総額1億5,200万円の場合
妻:7,600万円×30%－700万円＝1,580万円
子:3,800万円×20%－200万円＝560万円(2人とも)
相続税の総額:2,700万円

相続税の総額は、各人が納める税額とは一致しません(割り振りと税額控除があるため)。

申告と納税の期限(国税庁 No.4102)

国税庁は、正味の遺産額が基礎控除額を超える場合は相続税がかかり、申告と納税が必要で、期限は被相続人の死亡を知った日(通常は死亡の日)の翌日から10か月以内と説明しています。当てはまるかどうかは、財産の評価や生前贈与の加算などで変わるため、税理士が税務署に確認してください。

相続税・贈与税の税率早見表

贈与税の速算表(暦年課税)2種 | 特例税率・一般税率

表の時点:国税庁タックスアンサー No.4408「令和8年4月1日現在法令等」 1年間(1月1日～12月31日)にもらった財産の合計から基礎控除額110万円を差し引いた後の金額を、速算表に当てはめます。

特例贈与財産用(特例税率)

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
400万円以下	15%	10万円
600万円以下	20%	30万円
1,000万円以下	30%	90万円
1,500万円以下	40%	190万円
3,000万円以下	45%	265万円
4,500万円以下	50%	415万円
4,500万円超	55%	640万円

贈与を受けた年の1月1日において18歳以上の人が、直系尊属(父母や祖父母など)から贈与を受けた財産に使います。例:祖父から孫、父から子。夫の父からの贈与などには使えません。「18歳」は、令和4年3月31日以前の贈与については「20歳」。

一般贈与財産用(一般税率)

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円
1,000万円以下	40%	125万円
1,500万円以下	45%	175万円
3,000万円以下	50%	250万円
3,000万円超	55%	400万円

特例贈与財産用に当てはまらない贈与に使います。例:兄弟間の贈与、夫婦間の贈与、親から子への贈与で子が未成年者の場合など。

国税庁の計算例(No.4408・贈与財産の価額が500万円の場合)

基礎控除後の課税価格:500万円-110万円=390万円

一般税率の場合:390万円×20%-25万円=53万円

特例税率の場合:390万円×15%-10万円=48.5万円

同じ年に一般贈与財産と特例贈与財産の両方を受け取った場合の計算は、国税庁 No.4408 の例(3)を参照してください。

名前と出典だけ紹介する特例・制度(使えるかどうかは税理士・税務署へ)

- 配偶者の税額の軽減(国税庁 タックスアンサー No.4158)
- 小規模宅地等の特例(国税庁 タックスアンサー No.4124)
- 相続時精算課税の選択(国税庁 タックスアンサー No.4103)

出典(2026年10月3日確認・国税庁)

- 国税庁 タックスアンサー No.4155「相続税の税率」 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4155.htm>
- 国税庁 タックスアンサー No.4152「相続税の計算」 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4152.htm>
- 国税庁 タックスアンサー No.4408「贈与税の計算と税率(暦年課税)」 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/zoyo/4408.htm>
- 国税庁 タックスアンサー No.4102「相続税がかかる場合」 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4102.htm>
- 国税庁 タックスアンサー No.4132「相続人の範囲と法定相続分」 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4132.htm>
- 国税庁 暮らしの税情報(令和8年度版)「財産を相続したとき」 https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/05_5.htm
- 国税庁「平成27年分の相続税の申告状況について」 <https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2016/sozoku.shinkoku/index.htm>